自治体 しがの仲間
発行責任者 滋賀県自治体労働組合総連合(滋賀自治労連) 委員長 清水庄次
〒520-0051 滋賀県大津市梅林1丁目3番30号 電話077-527-5511/FAX 077-527-5522
2018年11月1日　No. 286

職場・地域から憲法いかし、平和と民主主義、地方自治を守ろう

最大の要求は「人」公務の縮小ゆるさない

滋賀自治労連第55回定期大会開催

滋賀自治労連は9月27日、第55回定期大会を大津市内で開催し、2018年度の新役員体制と運動方針を確立しました。情勢学習会では、奈良女子大学の中山徹教授を講師に、「人口減少と地域社会・公共施設のあり方」について考察を深めました。

学習会「人口減少と地域社会・公共施設のあり方」について

奈良女子大学
中山徹教授

中山教授は、全国の自治体は今、人口減少で生じる問題を大型開発で乗り切ろうとしている開発型自治体と、歳出削減をだらだらと続ける削減型自治体の2つに大別され、前者では市民向け予算の削減が不可避であり、後者ではいつまで削減を続けるのか展望はないと指摘しました。また、典型的な失敗事例として、中心部を開発することで周辺部の住民が中心部に集まってくれるという考えは自治体側の希望的幻想に過ぎず、現実的には生まれ育った故郷や慣れ親しんだ環境を立ち去る決断は容易ではなく、それでも転居せざるを得ない状況に至れば、より利便性の高い他市町村への転居を促進するだけとしました。

そのうえで、大津市公共施設総合管理計画や滋賀県公共施設等総合管理計画にも触れながら、「滋賀県は人口減少局面に入っているが減少率は少なく20%程度でありコンパクト化や公共施設・支所等の削減を進めるのではなく、直営や長寿命化を基本に地域コミュニティ（生活圏）に対応できる行政組織を小学校区単位で確立し、今の地域で住み続けられるようなまちづくりを進めるべき。人口減少によって生じるゆとりを、公共空間の充実、防災対策の強化に活用することで、住み続けられる、子育てしやすいまちづくりを進めることが人口減少に歯止めをかける。地域崩壊がなぜ起こっているのかの本質を見据え、市民の視点から地域のあり方を展望し、保守と革新の共同による『市民共同自治体』の建設をめざすべきである。」と結びました。

『市民共同自治体』を

市役所内が明るくなった

大会参加者の発言

市役所内が明るくなった。庁内を歩いていると、職員からは「仕事を頑張っていると、今の市長は応援してくれる。怒られることはない。」の声。別組合からも「こんにちは」と明るく声をかけてくれるようになった。市民からも「今まで市役所は嫌やったけど、これからは足茂く通います。」という声が寄せられている。安心して働き続けられる職場づくりと安心して暮らし続けられるまちづくり、組織拡大を引き続きがんばる。

自治労連近江八幡市職
岡野 道博さん

長時間過密労働は深刻

日野町職労
西村 和久さん

長時間過密労働は深刻で、時間外勤務調査を継続中。最大の要求は「人」であり、保健師など資格を要する仕事では特に痛感している。用務員はノウハウの継承が大切だと認識しており、日々の経験から施設を見る目線がちょっとした破損などにも気付き、迅速で適正な補修ができる。このことが危険を回避し、施設を長寿命化させる。正規補充を引き続き求めていく。

雇用・労働条件は守られる？

組合のアンケート調査結果を見ても、まだまだ「会計年度任用職員制度」を知らない人も多い。自分たちの雇用や労働条件は守られているのか本当に不安。キャリアアップ助成金を活用して大幅に賃金アップした自治体もあり、真剣に転勤しようか悩む人もいると聞く。それでも、「大津市に預けて安心」と市民の方に思ってもらえるように頑張ってきたし、これからもその熱意は変わらない。

大津市労連学童労組
竹中 真美さん

これでは 暮らし改善しない

2018 滋賀県人事委員会勧告 主な内容

【公民較差】 +0.25% 964円

【給料表の改定】
国に準じて4月に遡り改定

【子の扶養手当の4月遡及改定】 給料表の引き上げで解消しきれない較差は、子の扶養手当を400円程度引き上げ

【一時金改善】 勤勉手当0.05月分引き上げ（期末勤勉手当4.45月分）引き上げ

【宿日直手当】 国に準じて引き上げ

【平成31年4月以降の子の扶養手当】 配偶者扶養手当の引下げにより生ずる原資で1,000円引き上げ（9,700円に）

【働き方改革の推進】 現在様々な取り組みは一定の成果も上げられているが、依然課題がある。引き続き取り組んでいく必要がある

【時間外勤務の上限設定】 一般官公署について、国の対応を踏まえて検討が必要

2018年10月18日

県人事委員会に水準調整による賃上げを要請

滋賀自治労連は滋賀県労連と共に9月21日、県人事委員会に対して今年度の勧告に関わっての要請を行いました。県勧告は県内自治体や公務関連職場、民間賃金に大きな影響を及ぼし、県内経済にも波及することから、賃金抑制の役割を果たしている人事院の勧告にとらわれることなく、県職員・県民の暮らし改善につながる大幅賃上げを勧告するよう要請しました。自治労連からは、「地域手当の格差が人材確保難にもつながっており、県の水準調整実施が問題の解決につながる」と要請しました。

要請を行う県労連山元事務局長、滋賀自治労連清水委員長

【2018年度 執行部体制】

執行委員長	清水 庄次	滋賀県職（再任）
副執行委員長	林 秀一	自治労連近江八幡市職（再任）
〃	小川 康子	安土町文芸の郷職協（再任）
〃	奥村 治男	日野町職労（新任）
〃	神原 裕寿	大津市労連（再任）
〃	小杉 恭也	豊郷町職労（再任）
書記長	小川 治彦	大津市労連（再任）
書記次長	波川 尚志	豊郷町職労（再任）
財政部長	児玉 崇	滋賀県職（新任）
執行委員	山形 和幸	滋賀県職（再任）
〃	宇田 むつみ	大津市労連（新任）
〃	久徳 真司	栗東市職（新任）
〃	三浦 靖子	栗東市職（新任）
〃	杉本 伸一	日野町職労（新任）
〃	岡野 道博	自治体一般ユニオン（再任）
〃	佐伯 英樹	栗東市体協職（再任）
〃 現業評	山下 邦雄	大津市労連（再任）
会計監事	江口 辰之	大津市労連（再任）
〃	世古 淳	自治労連近江八幡市職（再任）
〃	森 なつき	日野町職労（新任）
特別執行委員	杉本 高	滋賀県職（再任：中央執行委員）

※青年部及び女性部は調整中

自治体共闘青年部

vol.02

メンタルヘルス学習会

前号に引き続き、今号でもメンタルヘルス誌上講義（第2回目）を掲載します。

本郷 彰一（産業カウンセラー）
滋賀県子ども・子育て応援センターや民間企業などに在籍していた経歴があり、相談員やカウンセラーとして10年以上の実務経験がある

連載2回目は、職場レベルでできるメンタルヘルス対策についてです。「個別労働紛争解決制度の施行状況(厚労省)」や「疾病分類別の長期病休者の推移（同）」などのデータから、現在の職場環境には「いじめや嫌がらせ」（パワハラ・モラハラなど）が増え続け、精神障害としての労災申請件数や長期病休者数が右肩上がりで推移している実態が明らかです。

また、厚労省はパワハラについて定義するとともに、6つの類型を示しています。定義における「職場内の優位性」に関して、上司と部下といった同僚としての立場のみならず、「住民と自治体職員」「患者と医療職」のように、相手が〝お客さん〟であったとしても同様であるという議論もあります。他にも「身の上話を根ほり葉ほり聞く」など、加害者にしてみればただのコミュニケーションのつもりであっても、相手が嫌がっているならば（たとえ言葉でNO！と言っていなくても）ハラスメントになりうるのです。

ハラスメントがある職場では、職員は「加害者」「被害者」「傍観者」のいずれかの立場になります。傍観者とは、加害者のハラスメント行為を制止していないという点でハラスメントを無意識的に肯定している状態です。学校等におけるいじめの構図と同じで、加害者が例えば異動などでその職場からいなくなったとしても、無意識にハラスメントを肯定している職場環境が変化していないので、傍観者の中から新たな加害者がうまれます。したがってハラスメント対策は個人レベルではなく、職場レベルでとりくむべきことなのです。もしあなたの職場にハラスメントがあるならば、あなたを含め全員が当事者なのです。

たとえば職場でハラスメント実態調査をして、チェック項目をハラスメントの6類型そのままにすることで〝それとなく〟当局・所属長・ハラスメントの加害者や傍観者に対して〝気づかせる〟方法などがあります。

（次号につづく）

パワハラ6類型

1. 身体的な攻撃　暴行・傷害
2. 精神的な攻撃　脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言
3. 人間関係からの切り離し　隔離・仲間外し・無視
4. 過大な要求　業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害
5. 過小な要求　業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
6. 個の侵害　私的なことに過度に立ち入ること

（厚労省HPより抜粋）

パワハラ定義

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為

（厚労省HPより抜粋）

みんなの声

◎今年は台風がいくつも来襲して職場の雨漏り対策に追われました。伝統ある学校で適宜メンテナンスにも励んでおりますが、昨今、限界を感じます。なんとかならないかなぁ。
（内田 善子　滋賀県職）

◎ようやく秋めいてきました。今年の紅葉はどうでしょうか？　それと共によくねむたくなり、食欲もぐんぐんアップです。ダイエットせねば・・・。
（瀧井 さち子　大津市労連）

◎パワハラは誰しも起こしうるものだと思っているので、加害者になる可能性も被害者になる可能性も考えて日々行動したいと思います。
（清水 拓也　大津市労連）

◀滋賀自治労連ホームページはこちら

滋賀自治体問題研究所 総会・講演会

滋賀自治体問題研究所は9月24日総会を開催しました。記念講演では、森裕之立命館大学教授が、少子化対策に取り組まず、人口減を前提として公共の縮小を狙う政府に辛辣な批判をされました。

10/6・7 地方自治研究全国集会in高知に参加してきました！

今年入庁した4人の同期で地方自治について学び、自治労連主催の青年交流会では全国から集まった自治体・公務公共の職場で働く仲間たちと想い、意見を語り合いました！　この学びを職場で活かせるよう、今後もがんばっていきます！
（日野町職労）

言ーたい劇場

小菅りや子

まちがいは7つ

【問題】上の絵と下の絵を比べると7カ所のまちがいがあります。どこでしょう。　解答例：左(右)から〇番目の女の子の髪飾り

【応募方法】
ハガキ又はFAXで。答え、住所、氏名、単組名、職場のできごと、話題、家族のたよりなど、ひとことお書きください。（匿名不可）

【送り先】
〒520－0051
大津市梅林一丁目3－30
こうぜんビル1F　滋賀県自治体労働組合総連合
FAX 077(527)5522

（一次締切）11月14日（水）
（二次締切）11月30日（金）

正解者の中から抽選で図書カードを進呈。（一次締切日を過ぎて郵送された方にも当選権有り。二次締切当選者は翌々月号に発表）

《285号のパズル（一次締切）当選者》
内田 善子様（滋賀県職）
上野 宏樹様（豊郷町職）

《前号の正解》
ナマシイタケ

2018年 自治体キャラバン予定表

日　程	要　請　自　治　体
11月 1日(木)	米原市　(13:00-14:30) 彦根市　(15:15-16:45)
11月 2日(金)	甲良町　(10:45-12:00)
11月 5日(月)	愛荘町　(10:00-11:15) 東近江市　(13:30-15:00)
11月 6日(火)	日野町　(10:00-11:15) 野洲市　(10:00-11:30) 甲賀市　(13:00-14:30)
11月 7日(水)	竜王町　(13:00-14:15) 近江八幡市　(15:15-16:45)
11月 8日(木)	守山市　(10:00-11:30) 湖南市　(14:00-15:30)
11月 9日(金)	草津市　(10:00-11:30)
11月 12日(月)	高島市　(10:00-11:30)
11月 14日(水)	大津市　(10:00-12:00) 多賀町　(10:00-11:15) 豊郷町　(13:30-14:45)
11月 16日(金)	長浜市　(10:00-11:30) 栗東市　(13:30-15:00)